

福岡県公報

令和5年7月21日
第416号

目次

告示(第477号-第482号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課) …………… 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○建設業の営業の停止	(建築指導課) …………… 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) …………… 6
○土地改良区連合の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 6
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 10

○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁業管理課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 11

海区漁業調整委員会

○あわびの採捕禁止期間の設定	(漁業管理課) …………… 12
○なまこの採捕禁止期間の設定	(漁業管理課) …………… 12
○浮きを使用した釣りの制限	(漁業管理課) …………… 13

告 示

福岡県告示第477号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和2年3月27日福岡県告示第315号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-65号曾根苅田線、北九州広域都市計画道路事業3・4・44-210号下曾根駅前線、北九州広域都市計画駐車場事業12号下曾根駅北口自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-65号曾根苅田線
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-210号下曾根駅前線
北九州広域都市計画駐車場事業12号下曾根駅北口自転車駐車場
- 3 事業施行期間
平成25年5月7日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女 県 道		白 木 上 辺 春 線	前	八女市立花町上辺春1311番3先から 八女市立花町上辺春1307番1先まで	8.7 ～ 16.2	70.0
			後	八女市立花町上辺春1311番3先から 八女市立花町上辺春1307番1先まで	69.9 ～ 81.5	70.0

福岡県告示第479号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈深江 〃	谷口 利幸 谷口 修作	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区（深江加入区）	小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業

福岡県告示第480号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 貫(c)-2
- 2 区域の所在地 北九州市小倉南区大字長野字踊田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市小倉南区大字長野字踊田	455番38	1号から3号まで
	455番36	4号から7号まで
	455番26	8号
	455番27	9号
	455番35	10号から12号まで

福岡県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	国道	322号	前	朝倉市持丸812番1先から 朝倉市持丸597番4先まで	6.2 ～ 35.5	1,093.0
			後	朝倉市持丸812番1先から 朝倉市持丸597番4先まで	7.6 ～ 35.5	1,093.0

福岡県告示第482号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1760の2・1761の7（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1760の1・1761の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字神田島2771番2から2771番30まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県山鹿市鍋田178番地1
株式会社 Lib Work
代表取締役 瀬口 力

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市御笠川六丁目9番1から9番4まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋人形町一丁目14-8 J P 水天宮前ビル4階
ユナイト株式会社
代表取締役 渡辺 光郎

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和5年7月7日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ヤマシタ	朝倉市堤1706-6	山下 亮	令和5年3月20日 福岡県知事許可般-4 第115871号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和5年7月21日から令和5年7月23日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ヤマシタは、令和4年度に福岡市内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約をケイティ技研株式会社と締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
----	----

石井 憲則	朝倉市杷木若市2985番地
山田 昭紀	朝倉市杷木若市2567番地
養父 宏一郎	朝倉市杷木久喜宮1163番地
手嶋 敬二	朝倉市杷木久喜宮1096番地
中村 昌隆	朝倉市杷木若市3002番地
養父 敏之	朝倉市杷木久喜宮1064番地1
末竹 清治	朝倉市杷木古賀1851番地
井上 洋一	朝倉市杷木久喜宮859番地2
吉田 眞吉	朝倉市杷木久喜宮76番地1

2 退任監事

氏名	住所
熊谷 憲治	朝倉市杷木久喜宮1066番地1
井上 博文	朝倉市杷木久喜宮557番地2

3 就任理事

氏名	住所
高倉 昌志	朝倉市杷木久喜宮1150番地
塚本 清秀	朝倉市杷木久喜宮575番地2
塚本 悟	朝倉市杷木古賀1748番地1
都合 成明	朝倉市杷木久喜宮1111番地
仲山 久美	那珂川市中原三丁目81番地サンシャイン博多南406号
中村 勝義	朝倉市杷木若市2346番地
中村 剛	朝倉市杷木若市2877番地
中村 洋二	朝倉市杷木若市2343番地2
養父 芳樹	朝倉市杷木若市2763番地

4 就任監事

氏名	住所
井上 暁	朝倉市頓田118番地6
末石 誠	朝倉市杷木久喜宮1138番地
山田 耕二	朝倉市杷木久喜宮32番地1

公告

両筑土地改良区から役員のが就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
諫山 健次	朝倉市板屋387番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
佐藤 豊次	朝倉市中島田375番地1
和佐野 文俊	朝倉市白鳥132番地
田中 保光	朝倉市徳淵390番地
久保 正起	朝倉市隈江454番地
北原 清光	朝倉市甘木616番地1
草場 剛晴	朝倉市下浦1593番地
矢山 貢	朝倉郡筑前町栗田1653番地
久保山 保之	朝倉郡筑前町久光257番地
桑野 正道	朝倉郡筑前町高田909番地
岡部 貢	朝倉郡筑前町四三嶋1679番地

森部 繁	朝倉郡筑前町三並1405番地
平田 善春	小郡市干潟2122番地
白石 定雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
小坪 常雄	三井郡大刀洗町大字三川451番地
江藤 輝夫	朝倉市大庭1642番地

2 退任監事

氏名	住所
高倉 義男	朝倉市屋永453番地
吉岡 俊一	朝倉市上浦309番地
牛方 正志	朝倉郡筑前町三牟田67番地2

3 就任理事

氏名	住所
宮原 弘	朝倉市三奈木164番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
佐藤 豊次	朝倉市中島田375番地1
永露 正之	朝倉市平塚876番地
田中 保光	朝倉市徳淵390番地
久保 正起	朝倉市隈江454番地
北原 清光	朝倉市甘木616番地1
矢野 正博	朝倉市牛木223番地
持山 英幸	朝倉郡筑前町栗田1374番地1
桑野 正道	朝倉郡筑前町高田909番地
前田 勝喜	朝倉郡筑前町大塚25番地1
中野 豊	朝倉郡筑前町畑嶋802番地

池松 和義	朝倉郡筑前町安野35番地
平田 善春	小郡市干潟2122番地
重松 豊美	小郡市干潟633番地3
安丸 富士男	三井郡大刀洗町大字山隈2021番地1
棚町 守俊	三井郡大刀洗町大字本郷2675番地3
江藤 輝夫	朝倉市大庭1642番地

4 就任監事

氏名	住所
伊東 功	朝倉市三奈木4419番地1
行武 信弘	朝倉郡筑前町下高場2097番地
中村 良成	三井郡大刀洗町大字菅野660番地1

公告

安武土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏名	住所
野口 浩延	久留米市安武町安武本1530番地

公告

筑後川下流土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏名	住所
境 公雄	三潞郡大木町大字横溝2976番地1

2 就任監事

氏名	住所
廣松 栄治	三潞郡大木町大字三八松2255番地4

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
小川 義勝	久留米市北野町中川803番地第2
秋山 満利	久留米市北野町八重亀745番地2
馬場 武敬	久留米市北野町金島185番地
久富 稔	久留米市北野町大城147番地
光安 勝憲	久留米市北野町赤司1967番地1
堀田 孝一	久留米市北野町稲数1番地1
野村 久雄	久留米市北野町中2596番地
高山 賢治	久留米市北野町中175番地
橋本 義雄	久留米市北野町今山233番地29
権藤 定幸	久留米市北野町鳥巢1151番地1

稲吉 極	久留米市北野町石崎55番地 2
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1
松村 正二	久留米市宮ノ陣町大杜1244番地 1
宮崎 威	久留米市宮ノ陣二丁目 8 番 5 号
荒卷 寿敏	小郡市平方64番地
末次 勝行	小郡市下西鯉坂609番地 1
行徳 義久	小郡市二夕725番地 1
永野 雅祐	三井郡大刀洗町大字三川491番
牟田 敏	三井郡大刀洗町大字春日731番地 1
今村 久雄	三井郡大刀洗町大字上高橋1439番地 1
佐田 壽男	三井郡大刀洗町大字富多1176番地
棚町 義雄	三井郡大刀洗町大字高樋890番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
古賀 純弘	久留米市北野町仁王丸140番地
秋山 喜幸	三井郡大刀洗町大字守部818番地 3
高山 俊夫	小郡市光行352番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
高山 佳幸	久留米市北野町中川897番地 4
松本 政次	久留米市北野町八重亀588番地 2
稲益 賢良	久留米市北野町金島1068番地 3
福山 秀俊	久留米市北野町中島66番地 1
光安 勝憲	久留米市北野町赤司1967番地 1

古賀 純弘	久留米市北野町仁王丸140番地
松隈 三樹	久留米市北野町陣屋100番地 1
相園 城二	久留米市北野町十郎丸1804番地 1
井上 勝人	久留米市北野町今山748番地 1
黒岩 一義	久留米市北野町高良2423番地 2
轟 樹	久留米市北野町上弓削803番地
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1
松村 勝治	久留米市宮ノ陣町大杜166番地
宮崎 威	久留米市宮ノ陣二丁目 8 番 5 号
白水 隆資	小郡市赤川356番地 1
山田 嘉隆	小郡市二夕675番地
末次 良文	小郡市八坂455番地 1
秋山 喜幸	三井郡大刀洗町大字守部818番地 3
森田 敏寛	三井郡大刀洗町大字甲条1099番地 1
黒岩 正秋	三井郡大刀洗町大字鶴木245番地 1
佐田 壽男	三井郡大刀洗町大字富多1176番地
今村 久雄	三井郡大刀洗町大字上高橋1439番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
橋本 義雄	久留米市北野町今山233番地29
原 義徳	三井郡大刀洗町大字三川497番地
大寶 秀次	久留米市宮ノ陣六丁目 6 番18号

公告

久留米市長門石土地改良区から役員 の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
吉田 希俊	久留米市長門石町513番地

公告

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目7番5号
半田 清	久留米市宮ノ陣二丁目5番5号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目8番6号
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号
高尾 光次	久留米市宮ノ陣二丁目12番2号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目5番28号

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目4番5号
半田 俊男	久留米市宮ノ陣二丁目2番75号

3 就任理事

氏 名	住 所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目7番5号
半田 清	久留米市宮ノ陣二丁目5番5号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目8番6号
樋口 博史	久留米市宮ノ陣二丁目10番12号
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目5番28号

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目4番5号
半田 俊男	久留米市宮ノ陣二丁目2番75号

公告

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
幸若 秀敏	久留米市大橋町合楽418番地
福島 廣記	久留米市大橋町常持767番地
柳瀬 哲	久留米市大橋町合楽184番地1
末次 偉又夫	久留米市大橋町常持376番地1

古賀 晴義	久留米市大橋町常持897番地 1
西田 正文	久留米市大橋町合楽525番地 3
石井 保利	久留米市大橋町合楽538番地 3
鳥津 彰	久留米市善導寺町鳥705番地
吉岡 修一	久留米市草野町矢作113番地
堀内 和隆	久留米市田主丸町中尾964番地 1
加藤 富雄	久留米市田主丸町中尾1369番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
古賀 貞敏	久留米市大橋町常持885番地
古賀 清一	久留米市大橋町常持1045番地17
幸若 聡史	久留米市大橋町合楽354番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
古賀 峰雄	久留米市大橋町常持955番地
山川 依子	久留米市大橋町常持983番地 1
幸若 雅樹	久留米市大橋町合楽411番地
末次 博幸	久留米市大橋町常持771番地 1
秋永 昇	久留米市大橋町常持844番地
秋永 良典	久留米市大橋町常持229番地 3
西田 繁喜	久留米市大橋町合楽358番地 1
中鶴 裕一	久留米市大橋町合楽200番地 2
面坂 和喜	久留米市善導寺町鳥660番地
石橋 豊勝	久留米市田主丸町中尾1774番地 2

塩足 俊明	久留米市田主丸町中尾1017番地、1018番地合併の 2
大塚 盛行	久留米市草野町草野608番地

4 就任監事

氏 名	住 所
久保山 新二	久留米市大橋町合楽213番地
佐藤 守義	久留米市大橋町合楽115番地 1
古賀 和俊	久留米市高良内町451番地 2

公告

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
鹿毛 久義	久留米市大橋町蜷川1441番地16
古賀 峰雄	久留米市大橋町常持955番地
佐藤 守義	久留米市大橋町合楽115番地 1
馬田 新一	久留米市大橋町蜷川1497番地
末次 眞由美	久留米市大橋町常持771番地 1
鹿毛 信二	久留米市大橋町常持894番地
合原 浄治	久留米市大橋町合楽405番地 1
石井 俊一	久留米市大橋町合楽246番地 1
原 達夫	久留米市善導寺町飯田470番地 1 アークヒル久留米302号
秋吉 誠	久留米市大橋町蜷川1143番地 1

馬田 寿顕	久留米市大橋町蜷川1209番地
-------	-----------------

2 退任監事

氏 名	住 所
中村 博佳	久留米市大橋町合楽880番地
秋永 義行	久留米市大橋町常持1120番地 1
山田 早海	久留米市大橋町蜷川799番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
水落 博喜	久留米市大橋町常持961番地 1
秋永 一芳	久留米市大橋町常持1167番地 1
園木 正広	久留米市大橋町合楽1069番地 3
酒見 隆一	久留米市大橋町蜷川1207番地
芳野 實男	久留米市大橋町常持780番地 3
古賀 高則	久留米市大橋町常持1068番地 1
鹿毛 昇	久留米市大橋町合楽342番地 1
柳瀬 茂	久留米市大橋町合楽136番地
柳瀬 淳嘉	久留米市大橋町合楽270番地 1
中村 政登	久留米市大橋町蜷川1014番地 2、1019番地 1 合併
井上 晃希	久留米市大橋町蜷川137番地 3
鹿毛 克彦	久留米市大橋町蜷川1480番地

4 就任監事

氏 名	住 所
鹿毛 政利	久留米市大橋町蜷川1182番地 2
木稻 隆明	久留米市大橋町蜷川422番地 9

古賀 和俊	久留米市高良内町451番地 2
-------	-----------------

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 7 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
堀 久万男	久留米市梅満町1311番地 1

2 就任理事

氏 名	住 所
堀 久万男	久留米市梅満町1311番地 1

3 就任監事

氏 名	住 所
中村 博俊	久留米市梅満町18番地 9 ボヌールメゾン梅満西棟

公告

久留米市善導寺町木塚与田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 7 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

木下 邦生	久留米市善導寺町木塚544番地 2
久間 英揮	久留米市善導寺町飯田462番地 6
権藤 榮一	久留米市善導寺町木塚689番地 2
森光 英仁	久留米市小頭町 3 番地16-504号
高木 廣光	久留米市善導寺町木塚1394番地 1
牟田 英樹	久留米市山本町豊田1023番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
坂井 芳徳	久留米市善導寺町与田459番地 4
坂井 良一	久留米市善導寺町木塚593番地

3 就任理事

氏 名	住 所
秋吉 恒久	久留米市善導寺町与田390番地 1 の 1
木下 邦生	久留米市善導寺町木塚544番地 2
田中 義之	久留米市善導寺町木塚1707番地 1
森光 偉輝生	久留米市善導寺町木塚1773番地 2
中垣 仁志	久留米市善導寺町木塚1292番地 2
中村 博文	久留米市山本町豊田1648番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田 和弘	久留米市善導寺町与田784番地
田中 隆盛	久留米市善導寺町木塚729番地 1

公告

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンなかま店
(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北東側	20	建物北東側	40
建物北東側	20	建物北東側	20

建物東側	23	建物東側	16
合計	63	合計	76

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北西側	50.00	建物北西側	50.00
建物南西側	50.00	建物南西側	50.00
-	-	建物北東側	65.00
-	-	建物北東側	65.00
-	-	建物東側	65.00
合計	100.00	合計	295.00

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	午前6時00分から午後11時00分	荷さばき施設No.1	午前6時00分から午後11時00分
荷さばき施設No.2	午前6時00分から午後11時00分	荷さばき施設No.2	24時間
-	-	荷さばき施設No.3	午前6時00分から午前8時30分
-	-	荷さばき施設No.4	午前6時00分から午前8時30分
-	-	荷さばき施設No.5	午前6時00分から午前8時30分

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用

しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年7月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 禁止事項

11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和9年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
 - (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
 - (3) 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、各海域の禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合
- 令和5年7月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

- (1) 筑前海区海域のうち、次の基点第27号と、A線とB線の交点を結ぶ線以西の海域。
- (2) 筑前海区海域のうち、次の基点第27号と、A線とB線の交点を結ぶ線以東の海域。

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖ノ島東端を結ぶ線

2 禁止事項

- (1) 1の(1)の海域
4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。
- (2) 1の(2)の海域
5月1日から10月31日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和9年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和5年7月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(11)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

- (1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度42.285分、東経130度8.138分
イ 北緯33度40.800分、東経130度9.366分
ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分
エ 北緯33度42.556分、東経130度9.268分
- （日本測地系）
- ア 北緯33度42.089分、東経130度8.277分
イ 北緯33度40.603分、東経130度9.505分
ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分
エ 北緯33度42.360分、東経130度9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度54.046分、東経130度0.587分
イ 北緯33度50.778分、東経130度0.732分
ウ 北緯33度50.753分、東経130度3.366分
エ 北緯33度54.018分、東経130度3.512分
- （日本測地系）

- ア 北緯33度53.851分、東経130度0.725分
イ 北緯33度50.583分、東経130度0.870分
ウ 北緯33度50.558分、東経130度3.505分
エ 北緯33度53.823分、東経130度3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度39.159分、東経130度6.264分
イ 北緯33度38.778分、東経130度6.687分
ウ 北緯33度39.350分、東経130度8.062分

- エ 北緯33度40.358分、東経130度7.159分
(日本測地系)
- ア 北緯33度38.962分、東経130度6.402分
- イ 北緯33度38.581分、東経130度6.825分
- ウ 北緯33度39.153分、東経130度8.201分
- エ 北緯33度40.162分、東経130度7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
- イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
- ウ 北緯33度38.092分、東経130度2.417分
- エ 北緯33度38.699分、東経130度4.955分
- オ 北緯33度41.323分、東経130度2.344分
(日本測地系)
- ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
- イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
- ウ 北緯33度37.895分、東経130度2.555分
- エ 北緯33度38.502分、東経130度5.093分
- オ 北緯33度41.127分、東経130度2.482分

(5) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。

(6) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分
- イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分
- ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分

- エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分
(日本測地系)
- ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分
- イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分
- ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分
- エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

(7) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分
- イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分
- ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分
- エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分
(日本測地系)
- ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分
- イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分
- ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分
- エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

(8) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯34度0.271分、東経130度33.321分
- イ 北緯34度0.661分、東経130度33.707分
- ウ 北緯34度0.199分、東経130度34.950分
- エ 北緯33度59.986分、東経130度34.760分
(日本測地系)
- ア 北緯34度0.071分、東経130度33.461分
- イ 北緯34度0.461分、東経130度33.847分
- ウ 北緯33度59.999分、東経130度35.090分

エ 北緯33度59.786分、東経130度34.900分

(9) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度1.508分、東経130度37.620分

イ 北緯34度0.006分、東経130度38.698分

ウ 北緯33度59.149分、東経130度40.075分

エ 北緯33度59.355分、東経130度40.526分

オ 北緯34度0.260分、東経130度40.027分

カ 北緯34度0.724分、東経130度39.399分

キ 北緯34度1.547分、東経130度38.614分

(日本測地系)

ア 北緯34度1.308分、東経130度37.760分

イ 北緯33度59.806分、東経130度38.838分

ウ 北緯33度58.949分、東経130度40.215分

エ 北緯33度59.155分、東経130度40.666分

オ 北緯34度0.060分、東経130度40.167分

カ 北緯34度0.524分、東経130度39.539分

キ 北緯34度1.347分、東経130度38.754分

(10) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度1.608分、東経130度42.248分

イ 北緯34度1.425分、東経130度41.796分

ウ 北緯34度0.577分、東経130度42.223分

エ 北緯34度0.865分、東経130度42.762分

(日本測地系)

ア 北緯34度1.408分、東経130度42.388分

イ 北緯34度1.225分、東経130度41.936分

ウ 北緯34度0.377分、東経130度42.363分

エ 北緯34度0.665分、東経130度42.902分

(11) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度2.161分、東経130度42.318分

イ 北緯34度2.514分、東経130度42.945分

ウ 北緯34度1.748分、東経130度43.413分

エ 北緯34度1.498分、東経130度42.691分

(日本測地系)

ア 北緯34度1.961分、東経130度42.458分

イ 北緯34度2.314分、東経130度43.085分

ウ 北緯34度1.548分、東経130度43.553分

エ 北緯34度1.298分、東経130度42.831分

2 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで